

「亜炭坑リスク解消にむけた『特別委員会』を、別途設置する」 について

請願者 長久手市喜婦嶽 1511 番地
服部 日出男

紹介議員 下奥奈歩

（要旨）議会基本条例の趣旨にもとづき、県民の命を守るための巨大地震への対策の遅れが懸念されていることを踏まえ、あらためて調査を行う必要があり、かつ本会議の議決により設置できる特別委員会の開設については、県民からも要請できる仕組みとも解釈されますので、県民の意見が反映できる手段の一つとして、請願手続を行います。

一方で、従来から、安心・安全部会が設置されていますが、所管する範囲が広すぎるため、今回のような、南海トラフに関する被害想定に、重大な欠陥が見つかるなど、の異例な事態が起きていたとしても、想定外などで許されるテーマではないため、その反省・対策を踏まえ、特別委員会の候補の選定では、一部の関係者が候補の選定や先送りを決めることなく、県民の命を守る上で、議会として、全議員の皆さんで、候補の選定に関与いただき、「まさか」や「想定外」など、起きないように、別途、独立した目的を持つ、「特別委員会の設置」として、検討いただきたく要請します。

例えば、県内の長久手市では、南海トラフ巨大地震が誘発するとされる、「亜炭坑跡の地下空洞陥没被害を軽減するため」の行政側の防災対策が、長い間、手つかずになっていたことを踏まえて、6年以上前から、市民意見書やパブコメなどで、市政に直接提言を行ってきました。しかし、土地区画整理事業を施工していながら、広範囲に、亜炭坑跡の未調査エリアが残り、今なお地下陥没による人命リスクが、市内の至る所に色濃く残り人命が危険にさらされたまま放置が続けられ、直近3月市議会審議でも、地下空洞の再調査について、市政側は、かたくなに拒否を続けています。

県議会には、県民の人命・財産を守る責務がありますので、地下陥没による人命リスクについては、可視化を進め、県民に開示することは、知る権利とともに、人命・財産リスクへの備えとしても必要なことと思われます。

もし、地下空洞の存在を知らされないまま、巨大地震に直面すれば、備えをしていない状態で、同時に起きる大きな横揺れと地下陥没による地面の落下に直面し、家が壊れ、大切なお子さんやお孫さんが下敷きに、一瞬にして、多くの人命を失い、広範囲に人命が危険にさらされ、財産に膨大な危害を与え、さらには水道・ガス管の損傷など、ライフライン崩壊のリスクが色濃く残っていることを専門家も指摘しています。しかし、知らされていない県民には備えの準備ができていないため、極めて危険と思われます。（対象市町村の人口：R7/2月現在362万人、県民754万人の48%）

については、南海トラフ巨大地震から県民の人命・財産を守るための、「亜炭鉱跡防災事業」への申請が一刻も早く進められるように、その一環として、下記事項について請願します。

記

先般（4月14日）、事前に、県内自治体（長久手市）による「自治体犯罪（判例によれば、「土地区画整合法違反」と「不真正不作為犯罪」の両方に、該当していると思われます。）」が疑われる不祥事情報の概要を、書面で、議長・知事あてにお届けしていますが、県民の多くの方々の人命・財産に影響を及ぼす可能性が高いことから、事案を可視化して、県会議員の皆さん全員で検討いただきたく、かつ防災対策の遅れを懸念する県民の情報共有の手段として、本手続を申請します。

具体的には、南海トラフを前に、県民の人命・財産を守るための愛知県強靱化計画及び施策に、重大な欠落部分が見つまっていることを受け、いずれ、国会（参院選以降）で、詳細に実態が開示されると思われますが、本議会におかれては、県民の声としての掲題の特別委員会の設置の是非について検討いただきたく要請します。処分庁の上級行政庁にあたる愛知県からは、改めて、立ち位置を明確にした上で、対応策が示されるものと思われます。

ポイントは、南海トラフを前にして、県内の自治体が施工してきた公共工事（土地区画）の中に、法令違反の工事とは気づかずに、漫然と同じパターンの工事を長年にわたって続けていた事象が多く見つかっている、違法な公共工事の数々を、客観的かつ具体的な事例で、検証した結果報告です。

違法性の疑いがある、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第1条には、「健全な市街地の造成を図ることが目的である」と明確に規定され、同2条で、土地の区画形質の変更に關する工事などすべて、土地区画整理事業に含むとの記述を受けて、健全な市街地造成に欠かせない地盤補強においては、「亜炭坑跡の地下空洞が多く残り巨大地震が誘発する陥没危険地帯と、国が指定した特定鉱害の対象市町村」であれば、地下の空洞を充填して、陥没を防ぐための工事の施工が最優先で対処されるべき課題であることは、誰が見ても明らかで、自治体の不注意等の言い訳が通用するはずはありません。つまり、不正ありきの公共工事が、長い間、人命軽視で続けられてきたこととなります。このような事象結果（事例）が、公文書公開請求によって明らかになっており、仮に、地下の空洞の有無すら調査もされず、補強もされないまま進められたのであれば、健全な市街地造成には程遠く、陥没リスクが残ったままの危険な市街地を造成していた工事となり、明らかに、「土地区画整理法に反する、違法な区画整理事業」になります。

一方、土地区画整理事業では、ボーリング調査を実施すべきとする義務は課されていますが、調査密度の基準はなく、亜炭坑跡の空洞陥没リスクが高いとされる「特定鉱害」指定地区でありながら、あまりに少ない本数のボーリング調査のみで済まされていた区画整理事業や、充填工事そのものが未施工という恐ろしいような事業の実態が多く見つかっており、長い間、県として、チェックをすることもできずに、見逃してきたことには、反省が必要です。

しかし、空洞充填工事費用の節約が優先され、結果的に人命軽視という恣意的な運用による公共工事が、県下で、横行していたことは許しがたい事実です。欠陥宅地が原因の事後訴訟になれば、賠償請求額は膨大となり、国家賠償法では、「不真正不作為」犯罪が適用される役職員等は、救済されません。

添付（添付省略）の資料①には、具体的な事業と工事の実例を示していますが、亜炭坑跡を発見するためのボーリング調査には、100mメッシュの詳細な地質調査をする以外に方法がないことは、専門業者のレポートからも明らかですが、長久手市内の工事のほとんどは、エリア面積の大部分で空洞の有無調査がされておらず、しかも地下空洞の深度位置まで掘削しない表層地盤改良工法で多くの工事が終了し、亜炭坑跡充填工事も未実施のまま空洞としてそのまま残っているため、命に関わるリスクが高く、地下に亜炭坑跡があれば、表層補強では役に立たないことを知らない人も多く、危険です。

にもかかわらず、令和3年の市の強靱化案（ネット上）には、「亜炭坑跡のほとんどは充填済」と表記がされ、健全な市街地と信じて、仮換地を購入して住宅を建てられた多くの県民の命が今も危険にさらされている事態は、公共事業として許されません。（同文言部分は、今年4月にネット上から削除され、表紙は案のままですが、中身は、本計画と同じカラー印刷に変更修正されています）

このため、令和5年以降、市議会その他、説得・牽制等に影響が期待できる方々への情報提供や、開示請求等を通して、一刻も早く地盤強化に舵を切るように求めてきましたが是正されません。また、補足説明で記述のように、公文書上においても、隠蔽や虚偽記載が繰り返され、論理的な根拠にもとづく事例や事実等の審査申請を目の前にしてもなお、まさかの、開き直りで、争う姿勢を続けるなどで、恣意的な操作によって、「愛知県強靱化計画の骨格そのものに、巨大地震が誘発する地下陥没の被害想定、自体を欠落させた可能性がある」との疑いが強く、人命を最優先としてきたはずの計画そのものの信頼性が損なわれる事態となっています。従って、直近の内閣府の新被害想定においても、同様に欠落している可能性があります。自治体が地下空洞の存在・可能性・リスクなどを、もしも、報告もせず、被害想定を恣意的に欠落させていれば、警察・消防・ライフラインなどの震災後の救援活動にも多大な影響を及ぼしかねないため、可視化を急ぐ必要があります。また、県では、「特定鉱害」に指定された市町村で施工してきた土地区画整理事業の違法性について、あらためて検証・再調査をしていただく必要があります。特定鉱害対象の市町村に対する地質調査の総点検では、100mメッシュの亜炭空洞調査（ボーリング）位置図で確認するなどの調査方法を統一することと、もし自治体に同資料がなければ、未施工・未調査とみられるため管理者義務違反に該当します。調査には例外を作らないことが必要で、巨大地震で県民の命が失われる前に、「亜炭鉱跡防災事業」へのスタートアップの取組が進められる必要があります。

また、亜炭坑跡の管理は、自治体委嘱とされ、市町村同様、県にも、管理者義務責任があると思われますので、仮に、同防災事業について、あらためて県が実施したアンケート等の募集・呼びかけの結果、申し出はなく、利用しない市町村側に問題があるとしても、この程度の対応で、県に不作為はないなどと誤解をされることがないよう、県民の命を守るためのインフラ整備に、高い優先順位をもって実践することこそが、求められています。県議会では、こうした動きに、関心を持ち、各自治体の協力を求めながら、牽制・注視・提言を続ける必要があります。

ついでには、「亜炭坑跡防災事業」に絞って、これをサポートする同名の特別委員会を県議会の中に、設置して、安心・安全部会のような包括的なテーマとしての取組とは別に、独立して、特定のテーマをサポートする目的で、対象市町村の進捗状況をフォローしていただきたく、本手続をお願いいたします。